

令和3年度

気候変動等に対応した
海外遺伝資源の保全・利用促進委託事業
報告書

(付属書2)

「ブラジルの遺伝資源に関する勉強会」議事録

令和4年3月

アイ・シー・ネット株式会社

**令和3年度
気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進委託事業
「ブラジルの遺伝資源に関する勉強会」**

議事録

「気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進委託事業 ブラジルの遺伝資源に関する勉強会」は、令和3年12月3日（水）9：30～11：00、Zoom ウェビナーによって開催された。議事次第を附表1、参加者からの質問及び回答を附表2として添付する。

1. 開会あいさつ

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室波多野英治課長補佐より、以下の5点にふれながらの開会挨拶があった。

- ① ブラジルは世界有数のメガダイバーシティの国であり、豊富な生物多様性を保全のために様々な取組を進めており、ブラジルが遺伝資源や伝統的知識の保護や利益配分のための制度構築を進め、本年名古屋議定書の批准に至ったことを歓迎する。
- ② 生物多様性に関する国際的フォーラムである生物多様性条約、食料農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）で国際的な議論が進む中で、ブラジルとの間で相互の取組を知る機会を得ることは非常に意義がある。
- ③ 現在、遺伝資源の利用を巡るいくつかの厳しい現状に直面しており、その一である気候変動は、植生を変化させ、植物の健全な育成に悪影響を与え、また食料安全保障を脅かすことが知られていること。
- ④ こうした懸念に対応する上では、研究や制度面における連携が不可欠であり、農林水産省では、「気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進事業」を実施し、国を超えて関係する行政、研究機関、事業者の連携を深める取組を進めており、本日の勉強会も、この取組の一環として開催するものであること。
- ⑤ 本日の勉強会は、遺伝資源の保全と利用を安定的に継続するための相互の理解や取組につながり、また、名古屋議定書や、食料農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）といった、遺伝資源利用に係る国際制度の実効性の高まりにつながることを期待していること。

2. ブラジルにおける ABS の構造及びその運用（資料1）

ABS Compliant Value Chains アドバイザーの Henry Philippe Ibanez de Novion 氏より、資料1に基づき「ブラジルにおける ABS の構造及びその運用」についての説明があった。

3. 「ブラジルからの遺伝資源導入の現状と実際（資料2）」

サントリーフラワーズ(株) 常務取締役（開発・生産 SCM・アジア事業・経営企画担当）の四方康範氏より、「ブラジルからの遺伝資源導入の現状と実際」についての説明があった。

4) 質疑応答・意見交換

事務局より、今回の勉強会の参加者へは議題2に関する資料を事前に配布し、コメントを求めたところ、3名の参加者から質問が送られてきたこと、今回の勉強会では時間が限られていることから、質問は Zoom の Q&A 機能を用いて事務局へ送ってもらい、今回答えられなかった質問は事務局で整理した上で演者に回答を依頼する旨を説明した。

タキイ種苗の高木基行氏の、「ブラジルの遺伝財産を用いてブラジルで作った品種をブラジル国外で販売した場合も”利益配分”の対象となるのか」との質問に対して、Henry Philippe Ibanez de

Novion より、「このブラジルの法制においては、利益配分の対象となるのはブラジルの遺伝財産を利用して開発されたすべての製品に適用されるという意味で、それは、場所を問わない。したがって、ブラジルで作った品種をブラジル国外で販売した場合にも、利益配分の対象となる」との説明があった。

このほか、いくつかの質問が Q&A 機能を用いて事務局へ送られたが、それらについては、事務局で整理して、ブラジルへ送ることとした。それらの質問及びそれに対する回答を附表 2 にまとめた。

5. 閉会

勉強会は、11 時に閉会した。

ブラジルの遺伝資源に関する勉強会 議事次第

日時：令和3年12月1日（水）9：00～10：30（8：45より入室可）

場所：オンライン（Zoomによるウェビナー）

議事内容：

- 1) 開会あいさつ：農林水産省
- 2) ブラジルにおける ABS の構造及びその運用
講演者：Henry Philippe Ibanez de Novion、アドバイザー ABS Compliant Value Chains, Brasilia, Brazil, 元ブラジル環境省遺伝財産局長、元遺伝財産管理審議会副会長、元利益配分国家基金理事会会長
- 3) ブラジルからの遺伝資源導入の現状と実際
講演者：四方 康範、サントリーフラワーズ(株) 常務取締役（開発・生産 SCM・アジア事業・経営企画担当）
- 4) 質疑応答・意見交換

「ブラジルの遺伝資源に関する勉強会」 参加者からの質問及び回答

(1) 事前に事務局へ送られた質問（英訳後、ブラジルへ送付）

① 大阪大学研究推進部よりの質問

Q1: スライド 3: SisGen と SisBio の関係を教えてください。それらは互いに完全に独立したメカニズムですか、それとも 2 つのメカニズムが補完的に機能する共通の領域があるのですか。言い換えれば、アクセスに SisGen と SisBio の両方で登録が必要な遺伝遺産はありますか？または、フィールドで収集される遺伝的遺産へのアクセスには SisBio での登録が必要ですが、SisGen での登録は必要ないと理解して良いのでしょうか。

コメント 1: 研究会で発表されたように、ブラジルには遺伝資源に関連する 2 つの異なる枠組みがあります。1 つはアクセス活動に関するもの（法律第 13,123 号または「生物多様性法」）、もう 1 つは保護地域における遺伝物質の収集に関するもの（ICMBio-規範的指示第 03 号）です。生物多様性法は ABS 法であり、生息域外（遺伝資源と種子の収集）、生息域内、またはインシリコ（International Nucleotide Sequence Database Collaboration (INSDC) などのデータバンクに保存されているデジタル配列情報）で保存されている場合でも、遺伝資源（またはブラジル連邦憲法による遺伝財産）へのアクセスに適用されます。

ICMBio に関連する規制の枠組みには、より制限的な適用範囲となっており、ブラジルの保護ユニットと自然の地下空洞（空洞）における生物学的物質の物理的取得に適用されます。

SisBio の登録は、ブラジルの領域内で行われる科学的または教育目的の資料収集の活動にのみ必要ですが、ABS 法の対象となる活動は、遺伝財産へのアクセス（研究開発として定義される）、そして最終製品または生殖材料の経済的利用から生じる利益配分に関連する活動となっています。ABS の管轄当局は、CGEN と環境省（利益配分について）ですが、2 番目の枠組みは、環境省に属する ICMBio によって、しかし異なった権限と責任のもとに管理されています。

CGEN は ABS 活動のオンライン登録システムである SisGen を担当し、ICMBio は研究者が保護地域での生物学的物質の収集と活動の許可を取得するためのオンラインプラットフォームでもある SisBio を運営しています。

二つの枠組みとそのシステムの主な違いは、保護地域と洞窟には人々の入場とその目的に関する特定の規制があるという事実によるものです。一部の保護地域では研究とその内部の観光活動が許可されていますが、一部の地域は生物多様性の価値が高いためにより制限されており、関心のある研究者が許可を取得するには、各状況（活動、地域、チームなど）を SisBio で宣言する必要があります。

一部の保護地域（たとえば、統合保護の保護単位）への立ち入り、科学的または学術的な目的でのみ研究者に許可されており、必要な許可は SisBio によって発行されます。

外国のユーザーが（遺伝物質を海外に送付するブラジルの機関によって登録された署名済みの物質移動合意書（MTA）により）遺伝物質を入手するためには当然 SisGen を使用することになります。（CGEN によって承認された MTA のひな型の英語版は下のリンクをご覧ください：

https://antigo.mma.gov.br/images/arquivo/80043/resolucoes/Resolution_12_TTM_english_version_nova.pdf

SisGen は、ABS アクティビティの「ワンストップショップ」システムであるため、外国のユーザーは、遵守証明を取得するために SisGen が必要になります。遵守証明は、彼らの研究成果、栽培品種、特許、製品のため、アクセス活動を通知するべき同僚のため、また、一步上は、栽培品種または完成品を商業化するために必要となります。この場合、外国人ユーザーによる通知が必要となりますが、ブラジルでのパートナーは必要ありません。

外国のユーザーからの通知は、英語版の SisGen (SisGen バージョン 3.0) の立ち上げ以降となりますが、環境省によればこれは 2022 年に行われるとのことでした。

SisGen への登録は、ユーザーが SisBio の許可を取得するための条件ではありません。SisBio の許

可は、SisGen によって要求される場合がありますが、使用する遺伝財産が保護地域または洞窟から取得された場合に限りです。

Q2: スライド 15、ポイント 2 : ここには「外国の機関にはブラジルのパートナーが必要です」と書かれていますが、外国の個人研究者の場合はどうですか？ 大学の場合、個々の研究者が当事者として行動する義務があるかと思いますが。

コメント 2 : 生物多様性法によれば、外国の自然人は、遺伝的遺産または関連する伝統的知識へのアクセスを実行することを許可されていません（法律番号 13.123 /2015。アクセス、出荷、および経済的使用に関する第 IV 章、第 11 条第 1 項）。研究者個人が機関（例えば、大学や企業）に所属している場合、場合にもよりますが、遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセスを許可されなければいけないのはその機関となります。

Q3: スライド 14 及び 15: スライド 14 の説明によると、外国のユーザーが SisGen を使用するようになっていますが、スライド 15 は、アクセス登録はブラジルのパートナーによって行われていることとなっています。ここで混乱するのですが、外国人（日本人）の研究者は、SisGen でログインしたり、ユーザー登録などの作業をしたりする必要はないと理解して良いのでしょうか。

コメント 3 : プレゼンテーションで説明したように、SisGen に正しい情報を送ってアクセス登録をするため。ブラジルの機関（国内パートナー）とのパートナーシップまたは協力関係を樹立するのは外国機関（アクセス活動を行うことを許可されていない研究者個人ではない、コメント 2 を参照）となります。

同様に、完成品または生殖材料の通知は、該当する場合、ブラジル国内の研究機関（国内のパートナー）を必要とせず、ユーザー（研究者ではなく外国の機関）によって行う必要があります。

つまり、外国の機関はブラジルのパートナーがいなくても完成品や生殖材料を SisGen に通知できますが、アクセス活動（研究開発）とその成果（特許、栽培品種、出版物、中間産物など）を登録するにはブラジルのパートナーが必要です。

Q4: 暫定報告書 27 頁 : 「ただし、ブラジル国内機関とのパートナーシップを確立し、SisGen のブラジル国内システムにアクセス登録を行うのは、外国のユーザーの責任であり、同様に、完成品または生殖材料の通知は、ブラジル国内の研究機関と関係なく、外国のユーザーが実行する必要があります。」とありますが、ユーザーは「責任」があるけど、実際にアクセス登録の作業を行うのは「ブラジル国内のパートナー（x でよい）でなければならない」と理解してよいのでしょうか。

コメント 4 : はい。

コメント 5 : アンダーラインの部分の意味は、「外国人ユーザーは、商業化の前に、SisGen へ完成品または生殖材料（種子、細胞など）の通知を締結するために、ブラジルの機関とのパートナーシップまたは協力関係を結ぶ必要はありません。」ということです。コメント 3 を参照してください。

Q5: 暫定報告書 7 頁及び 8 頁 : 7 頁には「伝統的な知識にアクセスせずに遺伝資源のみにアクセスする場合、アクセス（研究開発）自体の前に登録は必要ない。」とあり、また、8 頁最後の 2 行には「遺伝財産へのアクセスには PIC は要求されていないため、条件を満たすすべての人がアクセス（研究開発の実施であり収集ではない）することができる。」とありますが、「ブラジル原産生物由来の DSI を利用した基礎研究自体は、届出無しに勝手に始めて良い」と理解してよいのでしょうか。

コメント 6 : データバンクの DSI レジストリには、関連情報に関連する伝統的知識が含まれている場合があります（問題の DSI を登録する個人によって提供されます）。

たとえば、次のリンクにある Uniprot に保存されているブラジルのステビア (*Stevia rebaudiana*) にある DSI を例に取ります：<https://www.uniprot.org/uniprot/Q6VAB4>。

ここで参照されている DSI の「その他」のセクションを読むと、次のようにあります：

「ステビア (*Stevia rebaudiana*) の葉には、ステビオール配糖体の混合物が含まれています。これ

は、強烈な甘さと葉組織に高濃度で集中していることで（おそらく）植物界でもユニークな化合物です。ステビアの葉は、（おそらく）南アメリカで何世紀にもわたって天然甘味料として使用されてきました。」

このような情報は、関連する伝統的知識であり、かつては伝統的な医療の中で甘味料として使用していた（関連する伝統的知識）グアラニー先住民によって（何世紀もかけて）栽培化されたブラジルの遺伝財産であるステビアであることを示しています。

グアラニー族がこのような「先行技術」を認識していたことが認識されており、それは、文学や歴史的記録によって裏付けられています。この意味で、ここに引用した DSI の「その他」のセクションは、この植物（ステビア）の（何世紀にもわたる）伝統的な使用、その目的（甘味料）、部分（葉）を示しており、ステビアを甘味料として利用するという関連した伝統的知識が使用されていることを証明しています。

たとえば、日本のユーザーがステビアの甘味料としての特質に関連して、この DSI から完成品や生殖材料を開発する場合、または、研究開発を行う場合には、日本のユーザーは、研究開発を行う前に、グアラニーの人々から PIC を取得する必要があります。

日本のユーザーが、法律的観点から関連する伝統的知識へのアクセスとみなされない目的で、ステビアからの配列情報を使用する場合は、ユーザーは PIC を取得する必要はありません。なぜなら、それは単にインシリコの状態で保存されている遺伝財産（Uniprot Web サイトからアクセス可能）にアクセスしているにすぎないからです。

この状況では、アクセスの結果は SisGen に登録され、完成品と生殖材料は商業化が行われる前に SisGen に通知されることとなります。

② 国立環境研究所(NIES)よりの質問

Q1: スライド 3 : 「自然保護ユニットと自然の地下空洞（洞窟）での生物学的物質の取得—物質収集」

これは私にとっては新しいことであり、おそらく多くの日本人にとっても同じです。これは ABS または遺伝資源に関連するものですか？「遺伝遺産」という言葉が使われないのはなぜですか。特に日本の聴衆が 2 つのシステムの違いを理解するために、詳細な情報が高く評価されています。

コメント 7 : SisBio の適用範囲はより限定されています。ブラジルの保護区および自然の地下空洞（空洞）における生物学的物質の物理的取得にのみ適用されます。SisBio の登録は、国の領域内で行われる科学的または教育目的の資料収集の活動にのみ必要です。そのような特定の地域から得られた遺伝材料が、遺伝的起源の情報¹に関する研究開発を行うユーザーによって利用される場合、SisGen でのアクセス登録が必要となります。ユーザーが使用された遺伝材料の起源を宣言すると、SisGen は自動的にユーザーに対し SisBio 許可をアップロードすることを要求します。コメント 1 と 2 をご覧ください。

Q2: スライド 3 : “インシリコ (in silico) ”

インシリコで保存されている遺伝的遺産の例を教えてください。「インシリコの遺伝的遺産」の保存場所はどこですか？インシリコで保存されている遺伝的遺産の監視システムはありますか。

コメント 8 : コメント 6 と 7 を参照下さい。

¹ 法律は、遺伝的遺産を、植物、動物、微生物種、その他のいかなる種、またはこれらの生物の代謝に由来する物質からの遺伝情報として定義しました。ここには（有形物 (matter) としての材料 (material) という狭い解釈ではなく）遺伝物質 (genetic material) の無形の成分も含まれます。ブラジル法の適用範囲および material と matter の区別に関する詳細な説明については、DSI および関連事項に関するブラジルの見解を参照して下さい。

2017 – 2018 <https://www.cbd.int/abs/DSI-views/Brazil-DSI.pdf>

2019 – 2021 <https://www.cbd.int/abs/DSI-views/2019/Brazil-DSI.pdf>

Q3: スライド 10 : 外国人の登録者数はどうなっていますか。

コメント 9 : なし、「SisGen は外国人ユーザーや外国機関登録用にパラメータ化されていない」ため、ブラジルに支店を持つ一部の日本企業とその支店はブラジル企業と見なされます。すでに SisGen にプロフィールを登録しているものもあります。暫定報告書の Annex 2 のリスト B と Annex 1 の CGen の公式リストを照合したところ、味の素、第一三共、高砂、住友など、少なくとも 4 つの日本企業が ABS 活動を記録するための検証済みのプロフィールとともに SisGen に登録されされていることが確認されました。

これらの企業のブラジル支社は、ABS 活動を記録するための検証済みプロフィールとともに SisGen に登録され、最終的にはパートナーシップに参加することになります。

Q4: スライド 3 : xx 米ドル相当のセミナー一回など、金銭的利益配分から非金銭的利益配分への換算式/表はありますか。

コメント 10 : 要求された式や表のようなものはありません。この換算式は、非金銭的利益配分申請書を適用するときにユーザーが提示する必要があります。これは、提案された活動が行われる地域と活動の複雑さによって異なるものになります。

Q5: スライド 13: どのような収入または利益の共有が「合法化」として分類されますか？

コメント 11 : 2000 年 6 月から 2015 年 11 月 17 日までの期間にブラジルの遺産財産、関連する伝統的知識にアクセスした、またはこれらから派生した最終製品または生殖材料を商業的に利用した企業（グローバル企業を含む）の活動の正規化（事務局注：2015 年 5 月 20 日付法律第 13123 号の規定に合わせるようにすること）に対応する金額です。

正規化の義務は、改正前のブラジルの ABS 法に準拠していない活動を行った企業に適用されます。しかし、アクセスが研究活動に限定されている場合、ユーザーは SisGen に登録することが唯一の義務となります。ただし、アクセスによって完成品または生殖材料が商業化された場合は、製品または生殖材料が発売された瞬間から得られたすべての利益についての利益配分のコミットメントを締結する必要があります。このようなコミットメントは、コミットメントの締結前の最大 5 年まで及び、その締結により、旧法下における ABS 法違反状態に適用される制裁が停止されます。

ここで言及された収入とは、このような正規化によって得られた収入を意味します。

Q6 : 一般的質問 : 申請者が科学的論文の出版のみをする場合、申請者は利益配分をする必要はありませんか。(コメント 12 : その通り。) 利益配分が義務付けられている場合、金銭的利益配分に変換するといくらになりますか。(コメント 13 : 誰が以前にアクセス活動を行ったかに関係なく、完成品の製造者または生殖材料の製造者のみに利益配分する義務が生じます。)

Q7 : スライド 13: 翻訳された暫定報告書を読んで、合計 60,000 の SisGen 登録があり、合計で 800 万米ドルを超える金銭的および非金銭的利益配分があったことを理解しました。これをどのように評価しますか？管理のためのコストはそれを上回るのではないかと思います。利益配分で得られた金額のうち生物多様性の保全に費やされたのはいくらでしょうか。

コメント 13 : ユーザーは完成品または生殖材料の商業化からの収入を SisGen で毎年申告する義務があります。SisGen は支払額（売上からの純収入の 1%）を自動的に計算し、ユーザーが支払うための電子請求書を生成します。

CGEN によると、SisGen はこれまでに 5,192 の完成品と 363 の生殖材料を記録しています。製品/品種が商品化されている限りそれぞれが利益配分します。

管理費については、オンラインであるため、ウェブサイト管理のための費用まで軽減できます。ブラジル応用経済調査院-IPEA は、2000 年以降、配分された利益の合計額はブラジルの ABS システムを維持するためのコスト（暫定法を含む）をすでに上回っていることをレポートで示しています。

最後に、生物多様性の保全にどれだけの費用が費やされたかについては、法律が保全と持続可能な利用のために利益を配分する義務を定めていることを思い出してください。したがって、全額

は、保全と持続可能な使用のために（基金を通じて、またはユーザーによって行われる非金銭的活動を通じて）向けられるものとなっています。

③ 国立遺伝学研究所 (NIG)よりの質問

Q1: 暫定報告書 5 頁：表の最初のポイント「1 遺伝財産の国有化」に関連して「遺伝財産に関する私的所有権はもはや存在しない」という記述がありますが、その具体的な意味は何ですか。個人および/または協同組合が所有する土地/地域からの遺伝子サンプルに対する所有権は無いのですか。

コメント 14：遺伝財産は、サンプルや物質に還元されませんが、一方で、植物、動物、微生物種、またはその他の種からの遺伝情報で、これらの生物の代謝産物を含むと定義されました。

この意味で、遺伝財産はブラジルの人々に属していますが、それにもかかわらず、法律は、遺伝財産とその材料成分（サンプル）が遺伝財産としてではなく、関連する伝統的知識として見なされる可能性がある 2 つの状況を定義しています。法律の第 2 条では、次のように定義されています。

地域の伝統的な植物品種または在来種–生息域内の状態で生じる、または生息域外の状態で維持される種に由来する品種で、既に知られている最下位の分類群内の植物のグループであり、先住民、伝統的なコミュニティ、または伝統的な農民によって地域環境における人間の選択と組み合わされた自然選抜により開発あるいは適応化された遺伝的多様性を持ち、登録された商業的品種には実質的に類似していないもの；

地域に適応した動物品種またはクレオール動物品種–生息域内の状態で生じる、または生息域外の状態で維持される種に由来する品種で、自然選択あるいは先住民、伝統的なコミュニティ、または伝統的な農民によって開発あるいは、所与の生態学的位置に適応化された遺伝的多様性を持つ動物グループからなる。

研究開発を通じてアクセスされる遺伝財産が上に定義された地域の植物品種または動物品種に由来する場合、これらの活動は遺伝財産へのアクセスではなく、関連する伝統知識へのアクセスと見なされ、そのため、法律で定義されているように、このような資産は開発者すなわち先住民、地域社会と伝統的な農民に属することになります。

品種保護を取得することは、栽培品種の権利者が遺伝財産を所有していることを意味するのではなく、ブラジルの植物種から新品種を開発した場合、ブラジルの法律の下で、品種の商業化に対する権利と利益配分をする義務を有することを意味します。

Q2: 暫定報告書 6 頁：「上記のいずれにも該当しない研究開発活動は、登録の必要がない。」とありますが、例えば、個人的なコレクションのために昆虫を収集すること（学会・論文発表をしない場合）については SisGen への登録の必要はないということでしょうか。

コメント 15：はい、SisGen に登録する必要はありませんが、場合によっては他の規制が適用される場合があります。たとえば、コメント 1 で述べたように、昆虫が洞窟または保護地域から収集された場合（は SisBio に登録することが求められます。）

Q3：暫定報告書 6 頁：最下部に「遺伝資源へのアクセスに関する行政手続きは無い。」とありますが、「アクセス」の定義は「取得」のことでしょうか。あるいは「利用」のことでしょうか？まずは、この文書の中でお使いの「アクセス」の定義をお教えいただきたいと思います。

コメント 16：1998 年 3 月 16 日付けの政令第 2,519 号によって公布された生物多様性条約 (CBD) によって定められた概念と定義に加えて、法律の第 2 条により、以下の用語がこの法律の目的のために定義されています：

I–遺伝財産–植物、動物、微生物種あるいはその他の種からの遺伝情報で、これらの生物の代謝由来物質からのものを含む。

(…)

VIII-遺伝財産へのアクセス-遺伝財産のサンプルに対して実施された研究または技術開発。

IX-関連する伝統的知識へのアクセス-露店、出版物、倉庫、映画、科学論文、レジストリ、その他の形式で体系化されたものなどの二次情報源から入手した場合でも、遺伝財産へのアクセスを可能または促進する、遺伝財産に関連する伝統的知識について実施される研究または技術開発と関連する伝統的知識の記録。

X-研究-仮説を作成および検証し、観察された現象および事実の原理を記述および解釈する体系的なプロセスによって新しい知識を構築することを目的として、遺伝財産または関連する伝統的知識に対して実施される実験的または理論的活動。

XI-技術開発-経済的利用のための新しい材料、製品、道具の開発、または新しいプロセスの改善または開発を目的として実施された研究または実務経験から生じる既存の手順に基づく、遺伝財産または関連する伝統的知識に関する体系的な作業。

Q4:暫定報告書 10 頁：4つ目のパラグラフに「すべてのユーザーは SisGen にログインを作成する必要があります」とありますが、以前はブラジル国民のみが登録可能でしたが、外国人にもこれを可能にする計画があるとお聞きしました。その後、どのようになっておりますでしょうか。

コメント 16b：法律によると、完成品および生殖材料に関する通知は必要ですが、アクセス活動の登録は必要ありません。これは、SisGen では外国人の活動を登録する必要があるのはブラジルのパートナーであるためです。

(2) 勉強会の際に Zoom の Q&A 機能を用いて事務局へ送られた質問

① 山梨大学生命環境学部渡邊幹彦氏よりの質問

Q1: 非金銭的利益配分の額の計算法を教えてくださいませんか。

コメント 17：非金銭的利益配分の給付額の計算は、金銭的利益配分と同じです。それは常に完成品または生殖材料の販売からの純収入の1%です。法律の第19条に記載されているように、25%の割引を受ける可能性のある活動がいくつかあります。この場合、純収入の0.75%を配分する義務があります。

純収入は、控除後（たとえば、税金）の売上として定義されます。

Q2: 提供国側のルールが明確だと、資源へのアクセスがしやすいという理解で正しいでしょうか。

コメント 18：はい、そのようになります。

② 国立遺伝学研究所よりの質問

Q1：SisBio に関する質問

1) SisBio の登録は、ブラジルの科学者が保護地域からサンプルを収集する場合にのみ必要なのですか。（外国の科学者は SisBio を登録できませんか。）

コメント 19：いいえ、できます。SisBio 許可は、ブラジルの領土内で行われる科学的または教育目的での資料収集の活動にのみ必要であることを思い出してください。この意味で、ブラジルの領土内で行われる科学的または教育的目的のための資料収集の活動をしようとしている外国の科学者は登録します。

調査で説明されているように、ICMBio によると、これまでに 37,000 以上の許可が、67,000 人以上の研究者に付与され、そのうち 1,900 人は外国人です。

2) 外国の科学者は、ブラジルの協力者と一緒にサンプルを収集するために保護地域に入ることが出来ますか。

コメント 20：はい。ただし、(ABS 法を規制する) 政令 n°8772/ 2016 によれば、法律の規定とその政令はブラジルの領土での科学的な研究活動を監督および管理するという科学技術革新省の権限を排除するものではないことを思い出してください。外国人によって行われる場合、ブラジルの入国を意味します。この意味で、外国人研究者は科学技術革新省の権限と要求を尊重しなければなりません。

Q2：収集に関する質問

1) 外国の科学者は、ブラジルでサンプルを収集できますか（ブラジルの協力者と一緒に）。
コメント 21：上記のコメント 20 を参照してください。

2) あるいは、外国の科学者は、ブラジルの共同研究者から受け取った場合にのみ、ブラジルの遺伝資源を利用することができますか。

コメント 22：署名された物質移動合意書（MTA）（コメント 1 のリンクを参照）とともに正式に受け取る必要があります。この MTA は遺伝資源を送付するブラジルのパートナーによって SisGen に登録されている場合にのみ有効です。有効な MTA は、ブラジルのパートナーを通じて、または既に合法的に（MTA を締結した上で）譲渡された生息域外のコレクションを通じて取得できます。

MTA で許可されている場合、受領者（外国のユーザー）は遺伝資材を第三者に譲渡することができますが、条件と義務は引き続きその第三者とその活動に適用されます。ブラジルの MTA モデルでは、2 つの選択肢（第三者に同じ条件が適用されるとすることで第 3 者への転送を認めるオプションがある場合とない場合）が可能ですが、それを決めるのは遺伝資源を送付するブラジルの側です。

3) 科学者は、保護地域外での収集の許可を必要としないですか？ 外国の科学者はどうですか（ブラジルの協力者とサンプルを収集することが許可されている場合）。可能であれば、地元の警察が来たときに、許可証なしに合法的なアクセスを証明するにはどうすればよいですか。

コメント 23：上記のコメント 20 を参照してください。

科学技術革新省の義務に関しては、1990 年 1 月 15 日の法令 No. 98,830 によると、同省は、外国人によるブラジルの科学データおよび資料の収集活動を監督および承認する権限を持っています。この法令の規則は、国土全体で外国の自然人または法人によって実行される野外活動に適用されます。野外活動の際には、データ、材料、研究、普及、または研究を目的としたリソースと技術を通じて得られた、現在と過去の自然及び人工栽培の不可分な部分である生物及び鉱物試料の収集を目的とした人的、物的資源の移動を伴うものと考えられます。地元の警察は、この規制の順守状況を確認します。

Q3：非金銭的利益配分についての質問

1) 確かに金銭的利益配分はすることにしますが、共同著作、能力開発などの非金銭的利益についてはどうでしょうか。法律/規制は主に金銭的利益配分について説明していますが、非金銭的利益配分については明確に言及されていません。（ブラジルの大学・研究機関と連携している学術研究者にお願いしているところです。）

コメント 24：誰が以前にアクセス活動を行ったかに関係なく、完成品の製造者または繁殖材料の製造者のみが利益を配分する義務があります。金銭で支払うかまたは非金銭的な手段で配分するのかを決定するのはユーザーです。非金銭的な利益配分は法律第 19 条によると例えば次のような活動を通じて行うことができます：

- 生物多様性の保全または持続可能な利用のためのプロジェクト、または先住民、伝統的なコミュニティ、または伝統的な農民の知識、技術革新または慣行の、可能であればその種が生じた場所での生育域での保護と維持、あるいは原産地が特定できない場合にはサンプルを採取した場所での保護と維持のためのプロジェクト。
- 技術移転。
- 生産物を、知的財産権または技術的制限によって保護されていない公共財産として利用可能とすること。
- 製品のライセンスを無料で提供する。
- 遺伝財産または関連する伝統的知識の保存と持続可能な利用に関連するトピックにおける人材の能力開発。
- ソーシャルプログラムでの製品の無料配布。

技術移転に関連する金銭以外の利益に関しては、とりわけ、以下によって配分することができます。

- I-研究および技術開発への参加；
- II-情報交換；
- III-国内の科学技術研究機関、民間または公的機関、および海外に拠点を置く研究機関の間での人材、材料、または技術の交換；
- IV-技術の研究開発のためのインフラストラクチャの統合；
- V-テクノロジーベースの合弁会社の設立。

③ 株式会社サカタよりの質問

Q1：利益配分について、仮に A 社が新品種を育成し、その種子を B 社が購入して工業用として製品化した場合、A 社が販売した際の種苗代と B 社が製品として販売したものの両方が利益配分の対象となるのでしょうか。

コメント 25：いいえ、B 社のみが利益配分をします。A 社はそのバリューチェーンでは免除されています。ただし、同じ A 社が種子を C 社に販売して C 社が栽培したり、農業チェーン（工業生産される食品、飲料、キャンディーなど）の製品を開発するために利用したりする場合は、A 社が利益配分する必要があります。会社がどうだからという理由で利益配分義務が生じるのではなく、売ったものがバリューチェーンの中でどのような経済的な利用のされた方をしたかによって利益配分義務が生じるのです。同じ会社でも、次のように法律で定義されているように、消費者とその活動分野（農業または非農業活動の場合）に応じて利益配分が必要な場合と場合とそうでない場合があります。

XXIV-農業活動-食品、飲料、繊維、エネルギー、植林地の生産、加工、商業化の活動。

④ 国立環境研究所よりの質問

Q1：SisGen に登録した自然人の主な目的は何ですか。

コメント 26：彼らの研究、開発、特許、さらには完成品や新しい農業品種の結果を正規化すること。また、SisGen を通じて、自然人は遵守証明書を取得し、最後に、非金銭的利益配分のための科学プロジェクトを CGEN の非金銭的利益配分基金に提出することができます。それにより、利益配分の義務を負う利用者は彼らの非金銭的利益配分のための提案としての科学的プロジェクトを採用することができます。

Q2：国際遵守証明書（IRCC）は通常、許可を得たことを証明する証として発行されます。しかし、ブラジルでは、実施された活動に対して IRCC が発行されているようですが、そのような理解でよいのでしょうか。

コメント 27：IRCC は、完成品からさかのぼって遺伝財産の取得に至るまで、すべての ABS バリューチェーンが規則に従って行われたことの証明として発行されます。すべての情報は SisGen で開示され、真実である必要があります。そうでない場合、ユーザーは場合によりますが、行政処分または刑事上罰を被ることになります。

IRCC を確認する適切な方法は、電子登録による結果の正規化です。この場合、製品、特許、栽培品種、科学論文などにつながる以前のすべての活動を、法律の規定に従って宣言する必要があります。

したがって、IRCC は、バリューチェーン内のすべてのリンクによる遵守の証拠です。リンクの 1 つが欠落しているか、遵守していない場合、完成品の生産者は IRCC を取得できません。

Q3：SisBio はブラジル国内ユーザー向けであり、外国人向けではないとおっしゃっていましたが、それで間違いはないでしょうか。外国人が保護地域で生物学的物質を収集することを計画している場合、SisBio の申請はブラジルの共同研究機関によって行われるのでしょうか。

コメント 28：コメント 19、20、21 を参照して下さい。

⑤ タキイ種苗よりの質問

Q1：ブラジルで品種を作るためには、ブラジルで育種する素材を全て SisGen に登録する必要があるということでしょうか。

コメント 29：場合によるとそうなります。知的財産権（IPR）を申請する前に、開発された品種

をアクセス登録で宣言する必要があります。この登録簿では、ブラジル人の場合、開発に使用された遺伝材料を報告する必要があります。

⑥ 個人参加者よりの質問

Q1: SisGenからの利益配分が800万ドルに達するということですが、これらの数字は、外国人の関与なしにブラジルの市民や組織によって行われた研究開発活動からのみのもののでしょうか。非金銭的利益については、どのように計算（推定）されますか。

コメント 30: はい、CGENによると、「SisGenは、外国のユーザーまたは外国の機関の登録用にパラメーター化されていません」。(つまり、外国人による貢献をブラジル人による貢献を区別していません。) 2番目の質問については、上記のコメント17を参照してください。

⑦ 匿名視聴者よりの質問

Q1: 花は1種類かもしれないが、野菜の場合は、複数の掛け合わせが考えられる。その場合の利益配分率はどのようになるのでしょうか。

コメント 31: 法律第V章「利益配分」によると、より正確には第17条第3項によると単一の完成品または生殖材料が複数のアクセスから生じる場合、それらは利益配分の計算では累積的に考慮されません。」となっています。

利益（年間売上高の1%）を配分するのは完成品または生殖材料の商品化であるため、完成品が5つの異なるブラジルの種の遺伝財産から開発された場合（たとえば、5つの植物からの抽出物を含むサンプル）、または品種が4つの異なるブラジルの親品種から開発された場合、利益配分の支払額は常に同じであり、売上高の純収益の1%になります。

アクセスされる種の数ではなく、利益の共有を引き起こすのは、ブラジルの遺伝財産からの完成品/生殖材料の商品化です。

⑧ サカタのタネよりの質問。

Q1: SisGenの登録はブラジル人・法人ができると思います。研究機関である必要があるとお聞きしましたが、一方で民間企業も登録できるようです。

コメント 32: そうではありません。法律によれば、ユーザーは自然人または法人となります。さらに、第12条は、アクセス活動は、公的または私的を問わずブラジル国内の法人または自然人と、公的または私的を問わずブラジルの科学技術研究機関と共同関係にある海外に拠点を置く法人の両方によって登録されなければならないこととされています。この意味で、「公的および私的を問わない法人」の定義には民間企業が含まれます。

Q2: どのような民間企業でも登録ができるのでしょうか。

コメント 33: 以下の活動を行う会社は、法律の要件の対象となります。

I-遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセス；

II-遺伝的遺産サンプルの海外への送付；

III-この法律が施行された後に実施された遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセスから生じる完成品または生殖材料の経済利用。

法律によれば、たとえ国外で生産されたとしても、生息域内で見つかった種の遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセスから生じる完成品または生殖材料の経済的利用から生じる利益は公正かつ公平な方法で配分されることを思い出してください。それでも、誰が以前にアクセス活動を行ったかに関係なく、完成品の製造者または繁殖材料の製造者のみが利益を配分する義務があることも忘れてはなりません。

Q3: それとも何か条件があるのでしょうか。

コメント 34: 上記のコメント32および33を参照してください。

(3) 勉強会の終了後に事務局に送られた質問

① タキイ種苗よりの質問

Q1: ブラジル市場で流通している一般的な品種（ブラジルで開発されて長年利用されているもの）を育種素材として利用し、あらたな品種を育成した場合はブラジルの遺伝財産を利用したこ

とになるとの理解でよろしいでしょうか。

コメント 35：そうなります。

Q2：ブラジル市場で流通している一般的な品種（第三者がブラジル国外から輸入したもの）を育種素材として利用し、あらたな品種を育成した場合はブラジルの遺伝財産を利用したことになるのでしょうか。

コメント 36：「品種（第三者によって海外からブラジルに導入された）」がブラジルにある植物種の品種（生育域内で発生したもの）である場合、またはブラジルの生育域内にある植物種のブラジルの遺伝財産から開発された場合は、そうなります。

Q3：Q2に関連しますが、ブラジル国内に持ち込んだ品種は持ち込んだ瞬間からブラジルの遺伝財産になるのでしょうか。そうではなく、ブラジルの環境に適応した時から遺伝財産の範囲になるのでしょうか。

コメント 37：法律は、国内領土、大陸棚、領海上、または排他的経済水域の生息域内で発見された、あるいは生息域外で保持された家畜化・栽培化された種や自然発生的個体群を含むブラジルの遺伝財産へのアクセスに適用されます。したがって、特定の遺伝財産がブラジルのものと見なされるためには、その種が生息域内で発見されるという条件を満たす必要があります

「生息域内の条件での家畜化・栽培化された種および自発的な個体群」は、法律はその第2条で以下のように定義しています；

XXV-生息域内条件-遺伝財産が存在する生態系と自然生息地の条件で、自然発生的な個体群を形成する種を含む家畜化または栽培化された種の場合、それらが区別できる特性を自然に発達させた環境を含む；

XXVI-家畜化または栽培化された種-進化の過程が人間のニーズを満たすために人間の影響を受けた種；

XXVII-生息域外条件-遺伝的遺産が自然の生息地の外に保持されている条件；

XXVIII-自然発生的個体群-ブラジルの生態系と生息地で自然条件下で自己永続することができる、家畜化・栽培化された種を含む、国の領土に導入された種の個体群；

遺伝財産は、代謝産物を含む植物、動物、または微生物からの遺伝的起源の情報として定義されるため、この定義は、物理的（分子または物質）および無形（サンプルから取得された遺伝的または生化学的情報）の構成要素を含みます。

ブラジルの伝統的な地方やクレオールの植物品種、動物品種やブラジルの領土から分離された微生物など、すべての在来種はブラジルの遺伝財産の一部と見なされています。非在来種は、ブラジルに導入され、自然発生的に成長し、人間による品種改良なしに独特の特性を発達させない限り、ブラジルの遺伝財産には含まれません。

Q4：自社の育種素材をブラジルに持ち込んで新たな品種を育成した場合においても国外へ持ち出し、販売する場合はABSの対象になるのでしょうか。

コメント 38：「自社の育種素材」が、物質移動合意書-MTA または同等の許可を通じて取得されたブラジルの種からの遺伝資源を意味する場合であれば、ABSの対象となります。

しかし、それがブラジルの種でない場合、それはブラジルの法律の下にありません（コメント 37 を参照）。ブラジルから（MTA を介して）合法的に遺伝資源を取得することは、ユーザーがアクセス（取得した遺伝財産の研究開発）および利益配分（繁殖材料の商品化から）に関するABS規則に従う義務がないことを意味するものではありません。ABSの義務を引き起こすのは使用（新しい品種の開発）です。

この点に関して、ブラジルの種から、またはブラジルの遺伝財産を用いて開発された栽培品種（ブラジルの種からの遺伝子を持つ遺伝子組み換え生物のように）の商業化は、たとえその材料が法律の採択より前に入手されたとしても、ブラジルの法律への準拠を求めなければなりません。それはABSの義務を引き起こす使用です。

Q5：ブラジルの遺伝財産を利用してできた品種を2次利用して開発した品種もABSの対象になるとの理解でよろしいでしょうか。

コメント 39：はい。ブラジルの遺伝財産から開発された栽培品種を商品化しようとしているすべての企業/機関（国内または外国）は、保護されていた栽培品種から開発された場合でも、他の国からの遺伝資源コレクションで生息域外保存された遺伝財産から開発された場合でも、SisGen にブラジルの遺伝財産からのそのような栽培品種を開発することを通知する必要があります。ABS の義務を引き起こすのは使用です。開発された新しい栽培品種は新しい使用であり、知的財産権、研究開発、または食料と農業のための商品/穀物/石油からの利益ではなく、栽培品種の商業化（使用）からの利益を配分する必要があります。

プレゼンテーションでも触れたように、栽培品種（繁殖材料）の商業化は、利益配分の対象となる開発チェーンの唯一のリンクです。ユーザーは、日本企業であっても、商品化フェーズの開始前に SisGen に栽培品種を通知する必要があります。誰が以前にアクセス活動を行ったかに関係なく、繁殖材料の生産者のみが利益配分をする義務があります。

それにもかかわらず、アクセス活動（新種の開発）を行った人は、栽培品種の知的財産権保護を申請する前に、その開発を（ブラジルのパートナーを通じて）SisGen に登録する必要があります。ブラジルの遺伝財産からの栽培品種の保護を申請するためには、すべてのユーザーが SisGen でのアクセス登録を完了する必要があります。また、栽培品種を商品化するには、最初にすべてのユーザーが SisGen に通知し、遵守証明書を取得する必要があります（これも SisGen を介して）。

Q6：食料生産に関わる農業分野での遺伝資源利用であっても CBD の枠組みで利益配分を考えなければならない、ITPGR の枠組みにはならないとの理解でよろしいでしょうか。

コメント 40：遺伝資源とその使用が ITPGR とその付属書 1 の条件でカバーされている場合、それは ITPGR の枠組みの中にあると考えられます。ITPGR の条件でカバーされていない使用のためのブラジルからの遺伝財産の他のすべての使用（ITPGR 付属書 1 を含む）は、CBD の枠組みの中にあると考えられます。たとえば、アサイー（*Euterpe oleracea*）は付属書 1 に含まれていないため、アサイーによる農業活動へのアクセスは、ブラジルの ABS 法の規則に従うものとします。一方、ブラジルのキャッサバではいくつかの品種があり、それらは ITPGR の多国間システムに含まれている。この意味で、ITPGR とその付属書（SMTA によって管理される）の範囲内でのこれらの品種のすべての使用は ITPGR の範囲内にあります。この同じ付属書 1 のキャッサバの品種を利用して、たとえば工業用接着剤などの完成品を開発するユーザーは、ブラジルの ABS 法への準拠が求められます。

② バイオインダストリー協会よりの質問

Q1：ブラジルでは、掲載植物については ABS 法令の対象範囲外とすると言ったようなリストはあるのでしょうか。

コメント 41：そのようなリストはありませんが、ブラジルで *in situ* 条件下で見つからない植物は、ブラジルの領土において独自の特徴を自然に発達させない限り、ABS 規制の適用から免除されることを思い出してください。つまり、人間の介入なしの自然発生的な個体群、すなわちブラジルの生態系と生息地で自然に自己存続することができる個体群を構成しない限り、ABS 規制の適用から免除されます。コメント 37 を参照してください。

これに関連して更に、下のような質問がありました。

Box 2

1. 2017 年 6 月 16 日付け官報に掲載された、GABINETE DO MINISTRO INSTRUÇÃO NORMATIVA Nº 23, DE 14 DE JUNHO DE 2017（2017 年 6 月 14 日付け（ブラジル農業・畜産・供給省）大臣官房規範的指示第 23 号）

<http://pesquisa.in.gov.br/imprensa/jsp/visualiza/index.jsp?data=16/06/2017&jornal=1&pagina=5&totalArquivos=72>（付属書 3 としてポルトガル語、日本語抄訳を添付）

の ANNEXO 1 のリスト品は、ブラジル ABS 法令(利益配分)の対象外と理解してよいですか？

2. ANNEXO 1 の表の 3 列目に記載がある“FORMAM POPULAÇÕES ESPONTÂNEAS”（自然

発生的な集団を形成している) が SIM(Yes)になっていた場合、なんの意味を持ちますか？

これについて、ブラジルの専門家と確認したところ次の回答を得ましたので報告します。

Box 3

1. ANNEXO 1 は、(ブラジル在来の植物種ではなく) (海外から) ブラジル国内に導入された植物種である。したがって、第一義的にはブラジルの ABS システムの対象とはならない。
2. ANNEXO 1 の 3 つ目の欄に SIM (Yes) とあるものは、ブラジルの自然発生的な集団を形成していることから、ブラジルの ABS システムの対象となる。
3. ANNEXO 1 の 3 つ目の欄に NÃO (No) とあるものは、ブラジルの自然発生的な集団を形成していないことから、ブラジル ABS システムの対象外となる。

2017年6月14日の大臣官房規範的指示第23号

Nº 114, sexta-feira, 16 de junho de 2017

Diário Oficial da União - Seção 1

ISSN 1677-7042

5



Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento			Eucalyptus spp*	EUCALIPTO	NÃO
GABINETE DO MINISTRO			Festuca arundinacea Schreb	FESTUCA	NÃO
INSTRUÇÃO NORMATIVA Nº 23, DE 14 DE JUNHO DE 2017			Fragaria spp*	MORANGO	NÃO
<p>OMNISTRO DE ESTADO DA AGRICULTURA, PECUÁRIA E ABASTECIMENTO, EM EXERCÍCIO, no uso da atribuição que lhe confere o art. 87, parágrafo único, inciso II, da Constituição, tendo em vista o disposto no Decreto nº 8.772, de 11 de maio de 2016, e o que consta do Processo Eletrônico nº 21000/042380/2016-03, resolve:</p> <p>Art. 1º Tomar pública a lista de referência de espécies vegetais domesticadas ou cultivadas que foram introduzidas no território nacional, na forma dos seguintes Anexos desta Instrução Normativa:</p> <p>I - Anexo I: Espécies vegetais introduzidas no território nacional; e</p> <p>II - Anexo II: Variedade de espécie vegetal introduzida no território nacional que adquiriu propriedades características distintas no País.</p> <p>§ 1º As espécies listadas no Anexo I não são consideradas patrimônio genético encontrado em condições in situ no território nacional;</p> <p>§ 2º A variedade listada no Anexo II é considerada patrimônio genético encontrado em condições in situ no território nacional.</p> <p>Art. 2º A lista de referência de que trata o caput do art. 1º desta Instrução Normativa e respectiva revisão serão divulgadas no sítio eletrônico do Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento, disponível no portal www.agricultura.gov.br.</p> <p>Art. 3º Esta Instrução Normativa entra em vigor na data de sua publicação.</p>					
EUMAR ROBERTO NOVACKI					
ANEXO I					
Espécies vegetais introduzidas no território nacional					
NOME CIENTÍFICO	NOME COMUM	FORMAM POPULAÇÕES ESPONTÂNEAS			
Abelmoschus esculentus (L.) Moench	QUIABO	NÃO	Mangifera indica L.	MANGA	NÃO
Actinidia Lindl.	KIWI	NÃO	Musa spp	BANANEIRA	NÃO
Allium cepa L.	CEBOLA	NÃO	Olea europaea L.	OLIVEIRA	NÃO
Allium sativum L.	ALHO	NÃO	Oryza sativa L.	ARROZ	NÃO
Andropogon gayanus Kunth	ANDROPOGON	SIM	Panicum maximum Jacq.	CAPIM COLONIAO	SIM
Arachis hypogaea L.	AMENDOIM	NÃO	Pennisetum glaucum (L.) R. Br.	MILHETO	NÃO
Avena spp*	AVEIA	NÃO	Pennisetum purpureum Schumacher	CAPIM ELEFANTE	NÃO
Brachiaria brizantha (Hochst. ex A. Rich.) Stapf	Brachiaria brizantha	SIM	Pennisetum purpureum X P. glaucum	CAPIM ELEFANTE	NÃO
Brachiaria humidicola (Rendle) Schwack.	Brachiaria humidicola	SIM	Persea americana Mill.	ABACATE	NÃO
Brachiaria ruziziensis (R. Germ. & Everard)	Brachiaria ruziziensis	NÃO	Phaseolus vulgaris L.	FELIÃO COMUM/ FELIÃO-VAAGEM	NÃO
Brachiaria decumbens (Stapf, R. Webster)	Brachiaria decumbens	NÃO	Pinus spp*	PINUS	SIM
Brachiaria brizantha (Hochst. ex A. Rich.)	Brachiaria brizantha	NÃO	Pisum sativum L.	ERVILHA	NÃO
Bromus stichensis Trin.	EROMUS	NÃO	Poa pratensis L.	POA	NÃO
Cajanus cajan L. Millsp.	GUANDU	SIM	Prunus spp*	Prunus porta-enxerto/PESSEGO/ NECTARINA/AMEIXA JAPONESA	NÃO
Capicum annuum L. var. annuum	Pimenta tipo jalapeno	NÃO	Punica granatum L.	Romã	NÃO
Capicum chinense Jacq.	Pimenta Habanero	NÃO	Pyrus communis L.	PERA FRUTÍFERA/ PORTA-ENXERTO	NÃO
Carica papaya L.	Mamoeiro	NÃO	Ricinus communis L.	MAMONA	SIM
Carthamus tinctorius L.	CARTAMO	NÃO	Rubus idaeus L.	Framboesa	NÃO
Chloris gayana Kunth	CAPIM RHODES	SIM	Rubus subg. Eubatus sect. Morifleri et Ursini	Amora preta	NÃO
Citrus latifolia (Thunb.) Nakai	MELANCIA	NÃO	Saccharum spp*	Cana-de-açúcar	NÃO
Citrus spp*	LARANJA TANGERINA	NÃO	Secale cereale L.	CENTEIO	NÃO
Coffea spp*	CAFÉ	NÃO	Sesamum indicum L.	GERGELIM	NÃO
Coriandrum sativum L.	Coentro	NÃO	Setaria sphacelata Stapf	SETARIA	SIM
Corymbia spp*	Eucalipto Gen. Corymbia	NÃO	Solanum lycopersicum L.	TOMATE	NÃO
Cucumis melo L.	MELÃO	NÃO	Solanum melongena L.	Berinjela	NÃO
Dactylis glomerata L.	CAPIM DOS POMARES	NÃO	Solanum tuberosum L.	BATA-TEA	NÃO
Daucus carota L.	CENOURA	NÃO	Solidago virgaurea L.	SOLIDAGO	NÃO
Diospyros kaki L.	CAQUI	NÃO	Sorghum Moench	SORGO	NÃO
Eleusine Coracana (L.) Gaertn.	Capim pé-de-galinha	NÃO	Sorghum sudanense (Piper) Stapf	Capim sudão	NÃO
			Toona ciliata M. Roemer var. australis	Cedro australiano	NÃO
			Trifolium pratense L.	TREVO VERMELHO	SIM
			Trifolium repens L.	TREVO BRANCO	SIM
			Triticum aestivum L.	TRIGO	NÃO
			Vaccinium spp	mirtilo	NÃO
			Vicia sativa L.	Ervilha comum	SIM

Este documento pode ser verificado no endereço eletrônico <http://www.in.gov.br/autenticidade.html>, pelo código 00012017061600005

Documento assinado digitalmente conforme MP nº 2.200-2 de 24/08/2001, que institui a Infraestrutura de Chaves Públicas Brasileira - ICP-Brasil.

連邦官報、2017年6月16日（金）

農業・畜産・供給省

2017年6月14日の大臣官房規範的指示第23号

憲法第87条単一段落第II項によって与えられた権限を利用し、2016年5月11日の政令第8,772号の規定、および電子プロセス第21000.042380/2016-03に含まれる規定に照らして、農業・畜産・供給大臣は、以下を決定する：

第1条：ブラジルの領土に導入され家畜化または栽培化された植物種の参照リストを、この規範的指示の次により附属書の形式で公開する。

I 附属書 I: 領土に導入された植物種;

II 附属書 II：領土に導入された植物種であってブラジルにおいて特徴的な特性を獲得した品種。

第1項：附属書 I に記載されている種は、ブラジルにおいて生息域条件下で見つかった遺伝財産とは見なされない。

第2項：附属書 II に記載されている品種は、ブラジルにおいて生息域条件下で見つかった遺伝財産と見なされる。

第2条：この規範的指示の第1条で扱われているリスト及びその改訂版は、農業・畜産・供給省の Web サイト (www.agricultura.gov.br) で公開される。

第3条：この規範的指示は、その公表日に発効する。